

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成年月日	決裁	平成年月日
議長	副議長	局長	副主幹	係長	主査	担当		文書取扱主任	

第3回 議会改革特別委員会 会議録

開催年月日	平成27年11月25日(水曜日)	開会10時59分	閉会11時38分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	清水、山本、安樂、本間、木下、柴田、関藤	事務局	菊井事務局長
			竹谷次長
			平川係長
欠席委員	堀		
説明員	なし	議件	別紙のとおり
議事概要	1 分科会の進捗状況について (1) 第1分科会について～木下委員から今後の進め方について、議会基本条例ありきではなく、議会報告会等、4つの各論の必要性について検討した上で、できることは試行的に実施すること、またその上で各論を包括する議会基本条例の必要性について、検討していく旨の説明があり、説明のとおり確認した。 また、柴田委員から第1と第2分科会での協議事項で線引きが難しいものがあり、整理の仕方について提起があったが、それぞれの分科会に割り振られた協議事項について検討を進めることで確認した。	事務局	
	(2) 第2分科会について～柴田委員から各協議事項についての現時点での見解と今後、継続して検討を進めていく旨説明があり、各委員から意見等も出され、説明のとおり確認した。		
	2 その他 委員長から、新年度予算に本委員会視察の旅費及び今後、試行的に実施される可能性がある議会報告会等に伴う会場費の計上について説明があり、正副委員長に一任することに決定した。		
	3 次回委員会の日程について 正副委員長に一任することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 議会改革特別委員長 清水雅人			

第3回 議会改革特別委員会

日 時 平成27年11月25日(水)
午前11時00分
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 分科会の進捗状況について

- (1) 第1分科会について
- (2) 第2分科会について

2. その他

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第3回 議会改革特別委員会

H27.11.25(水)11:00~

第一委員会室

開会 10:59

委員長 第3回議会改革特別委員会を開会します。

委員動態報告

委員長 安樂委員が遅刻、堀委員が欠席です。傍聴として館内議員が出席しております。

1. 分科会の進捗状況について

(1) 第1分科会について

委員長 まず、1、分科会の進捗状況について、(1)、第1分科会について説明を求めます。

木下 それでは、第1分科会の報告をいたします。

開催経過としましては、11月16日月曜日午後1時半から第1回第1分科会を開催いたしました。協議内容としましては、10月27日実施の本委員会視察研修を踏まえ、各分科員から、基本条例のほか、特に4つの各論についての必要性ややり方についてさまざまな意見が出されました。今後の進め方として基本条例ありきではなく、まずは議会報告会、移動常任委員会、議員間討議、反問権付与のそれぞれについて調査、検討した上で、できることは試行的にやってみること、またその上で各論を包括する基本条例の必要性について検討していくことを確認しました。次回の分科会は1月中旬を予定していますが、現在4つの各論に関連する調査を北海道市議会議長会を通じて他市の状況を調査しており、その調査結果を参考にしながら、各論を1つずつ検討していきます。

調査項目、まず議会基本条例について、1、条例にして明文化する意味があるのか。基本条例がなければ議会報告会などの活動ができないのか。活動内容が重要であって、先に実施できることをやってみるべき。その上で基本条例が必要か否かを検討していく。まず4つの各論を一つ一つ調査検討し、試行的に実施しながら基本条例の必要性について検討すべき。議会報告会につきましては、各常任委員会を横断的にした報告となり、各議員の認識が違うものに対してどのようにを行うのか。また、報告会をする意味があるのか、単に議会の仕組みや議決結果などの報告では長続きはしないのではないか。議会報告会、移動常任委員会という文言にこだわる必要があるのか。どういったやり方で実施するのか、一方的な報告ではなく、市民から意見を聞く場面も必要。しっかりととしたテーマと相手を決めて開催すれば、活発な意見交換ができるのではないか。各会派で活発にやってもいい。各議員が納得のいくものになるのか。テーマそのものが難しいといった意見も出ておりました。

それから、移動常任委員会につきましては、総合戦略調査等特別委員会で実施した団体との意見交換会のように常任委員会としても実施できる。各常任委員会に積極的に実施していく旨の申し入れをすべき。やり方については、余り特定せず、各常任委員会に任せすべきという意見がありました。

次に、議員間討議（自由討議）につきましては、前期の本委員会で委員会における導入は決定しており、その方法について今期の本委員会で協議することになっている。議会報告会や移動常任委員会を開催することにより、必然的に討議することになってくる。反問権付与につきましては、機能しないのであれば必要ないのではないか。相手、市長部局が行使できる権利で、議会側の裁量の

一つ。基本条例がなくても可能ではないか。ルールづくりをしっかりとする必要があるという意見がさまざま出されました。以上で第1分科会の報告とさせていただきます。

委員長

それでは、委員の皆さんもいろいろと考えていることもあると思いますので、特に第2分科会に属されている方からのご意見などをお聞きしたいと思います。まだ途中なので、このように今進んでいるということでいいのではないか。私もそのように受けとめておりますが、特に次回の分科会に反映してほしいというものがありましたらご意見等をいただき、なければ次に進みたいと思いますが、よろしいですか。

柴田

このことについてではないのですけれども、議員間討議と私どもの第2分科会で議論している政策提案についてが、どうも線引きが難しい。議員間討議がなければ政策提案はできないので、どのように整理したらいいのか、ちょっとわからないのです。議員間討議と政策提案は、セットではないかなと思うのですが、その辺についてお聞きしたいと思います。

木下

私もそのように思いますけれども、第1分科会としては、議員でお互いに討論することが必要ではないかという意見がさまざま出ましたけれども、今柴田委員が言ったように、政策の関係と類似している考えでいいかと思います。

本間
委員長

どちらかにまとめたらいでのないでしょうか。
柴田委員からのご指摘についても、それぞれの分科会で継続して、例えばどこまでそれを形にできるか、文書にできるかということあると思うのです。特に第1分科会のほうは、議会基本条例にどんな条文を入れるのかということもございますので、第2分科会のほうは、そういったことは基本条例をつくる、つくらないにかかわらず議員間討議をやっていくということですから、そういう前提のもとに進めるということでいいかと思いますが、そのように確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

ほかに意見等ござりますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告のとおり確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(2) 第2分科会について

次に、(2)、第2分科会について説明を求めます。

第2分科会における議論内容について報告させていただきます。

11月16日に第1回第2分科会を開催しました。内容につきましては、第1分科会と同様に委員会視察研修を踏まえて、本会議主義、委員会主義等、4つの事項について議論を行ってまいりました。内容については、この資料のとおりでありますので、お目通しをいただきたいと思いますが、さらに踏み込んでご説明をさせていただきたいと思います。

本会議主義と委員会主義についてですが、今回三笠、石狩市議会の両市議会において視察を行ってきたのですが、同程度の人口を有する市議会での委員会主義の勉強をもう少ししなければいけないのかなという感じがしております。

今般の視察研修を踏まえた前提で申し上げると、ここに書いてあるとおり、本市において今までどおり本会議主義を行うことが妥当ではないかという考え方へ至っております。引き続き、本会議主義の研究を継続していくべきというこ

とになっています。

それから、議員及び事務局職員の調査研究能力向上についてですが、これらについてもやはり予算が伴うということで、相当踏み込んだ議論をしていかなければ、なかなか現状を変えていくことはできないのではないかというご意見が中心でありますて、性急にこのことについて決めていくということではなくて、市全体の財政等も踏まえながら業務内容をさらに精査して、整理していく必要性があるので、引き続き継続的に調査していくという意見となっております。それから、常任委員会や特別委員会での政策提案ということですが、私どもの分科会の考えとしては、これまでも政策提案は行ってきてるという前提で考えております。現状のままでも提案はできるし、先ほどちょっとお話し申し上げた議員間討議も、当然のこととして委員会運営の一要素として現行でもやつていけるという認識を持っています。本日1時半から総務文教常任委員会がありますが、きょう総務文教常任委員長もこの委員会の委員として出席しておりますけれども、総務文教常任委員長のほうから、11月初旬に実施いたしました委員会視察の内容について議員間できっちり議論を行って、その中から理事者側に意見を具申することができるような内容を精査し、今後政策に反映させていくというお話がありましたので、現状を変えていくということではなくて、積極的に常任委員会、特別委員会を運営していくということでやつていけるのではないかという認識を持っております。最後の議員の各常任委員会の複数所属等についてですが、なぜこういうことが出てきたのかということは私どもの分科会の委員はいまいち理解しておりません。現状各常任委員会は、18人の議員で3委員会ですから、6人ずつという配分になります。それを1人ないし2人の会派、無会派を複数所属させるということになると、逆に他の会派は1人ずつ、1人1常任委員会しか入れないという矛盾が生じ、あるいは不公平感が生まれるのではないかということで、もし複数所属を進めるということであれば、18人の常任委員会枠ではなくて36人の常任委員会枠、要するに1常任委員会12人で常任委員会を運営していくということになることから、このことについてはやはり議長のご意見をもう一度確認もしなければいけませんし、当分科会だけの議論で方向性については出せるとは思いますが、それだけでは不十分ということで、継続調査ということで分科会での確認事項とさせていただいております。それで、36人説というのは、やはり難しいという意見もありますし、それならば36人ではなくて54人枠でも、要するに18人委員会を3つつくってもいいのではないかということにもつながるわけで、この諮問自体がよく理解できないものであるという確認もあわせてさせていただいたところです。

それでは、特に第1分科会の委員の皆さんから質疑や意見をお願いいたします。なお、今、安樂委員が出席されました。

2番目の議員及び事務局職員の調査研究能力向上について、業務内容を整理することですけれども、多分想定されている業務内容というのが諮問した時点ではあったのかなと。ないと余りにも漠然としたものになるので、具体的にはどんなことがあると思われるのかということと、最後の複数所属については、多分これは定数削減の先にある姿でないのか。だから、この辺の議論は余りフィットしないのかなと思って聞いていました。

業務内容がどういう方向性でどう整理すればいいのかというのは、私もわかつておりません。それをまず決めていかなければいけない。それで、現状の事務

委員長

本間

柴田

局職員の数というもので足りるのか、あるいはどこまで調査研究能力を向上させるのかというところが全く見えないまま、ただ能力の向上についてと言われても、これは本当にどこまでの調査能力の向上なのかという点で、今の事務局職員が5名体制必要ではないのかと、係を2つに割って3名ずつ必要ではないかという非常に大きな議論にもつながりかねない。要するに到達点をどこに持っていくのかというところを決めるためには、やはり業務内容をきっちり詰めていかないとならないのだろうと。それで、その前提として、本当に今の財政状況を踏まえたときに議会事務局の能力向上のためにそれだけ必要な予算をこちらに獲得し、配分していくことが本当にできるのかという現実論です。そこがいまいちわからないので、もうちょっとこのことについては、分科会として研究する必要があるということでご理解をいただきたいと思っております。

それで、常任委員会の議員定数の問題のところは、さすが本間委員はよくわかっているらっしゃる。実はそこにつながる話にもなりかねないです。ですから、私は、議長がなぜこんな質問をしたのかというところを切実に聞きたい。こういうことを公式に議会改革特別委員会の分科会で検討していくと。例えば、常任委員会を2つにしますとか、そんな話にもなりかねないので、そこら辺の議長のお考え、なぜこういう質問をしたのか、どういう方向で質問されたのかということをお聞きしたいなというところです。ただ、少数会派に他の委員会にも所属させるためだけにこれをいじるのであれば、極めて問題があるということです。

関 藤

常任委員会、特別委員会の政策提案ですけれども、先ほど柴田委員からいろいろとお話をいただいたのですけれども、当然今でもできると思うのです。常任委員会からの提案とか、また個人でも多分できると思うのですけれども、常任委員会で例えばこういったことを理事者側に提案する、常任委員会でこういうことは市としてどうですかという提案をまとめ上げたときに、常任委員会が理事者に対して提案するのか、それとも常任委員会でまとまったものを議会全体として提案していくのか、どちらの形をとるべきなのかわかりません。議会として常任委員会でまとまったものを議員全員として提案していくのか、常任委員会単独で理事者側にぶつけていくものなのか、今後いろいろと検討しなければならないことがあるので、どのように進めていくのが望ましいでしょうか。

柴 田

ここに書いてあるとおり、常任委員会、特別委員会での政策提案ですから、基本的には各常任委員会あるいは特別委員会として理事者側に対する政策提案を行っていくことが前提だと思います。ただ、常任委員会において政策提案を理事者側に対して行うと、これは常任委員会を開いて、理事者側、関係所管の出席を求めて、そこでいろいろな議論をするということは、これは可能だと思いますので、それを行った後、政策提案が煮詰まってきた段階で、議会として議案として提案していきましょうということになると、議会運営委員会に諮り、本会議に総務文教常任委員会提出の議案を付議する形になってくると思うのですけれども、その辺は私よりも菊井事務局長のほうがお詳しいと思いますので、もし私の今の話に間違いがあれば、ご指摘いただきたいと思います。

菊井事務局長

間違いないと思います。基本的に各常任委員会で直接的に市部局に対して提案することは可能ですが、全議員が一致していないと、例えば提案したはいいけれども、本会議で否決される可能性も当然ある話です。そうなってくると、常任委員会で方向性を決めて議会運営委員会に諮り、本会議で決めてもら

って、それを市部局に対して提案するという柴田委員の考え方でよろしいかと思います。

本 間

多分否決される恐れはあるけれども、ただそうでなければならないということではないと押さえているのですよね。要するに、論議の中身を書類にまとめて例えばお渡して、なるべく反映させてくださいというようなことでとどまることもあるのではないか。実は、前々期にやったことがあるのですけれども、その辺のところは、いかがですか。

柴 田

本間委員のおっしゃるとおりだと思います。今言っているのは、議会提案の議案としての処理の仕方で、常任委員会、特別委員会で議論されたことが、これはやはり必要性が高いと理事者側で考えた場合には、理事者側の提案として議会に付議されるということはもちろんあると思います。だから、その両面にわたった可能性は否定することができないと思っています。

それと、もう一つ、もし政策提案するということであれば、各常任委員会の調査項目に載せなければいけないです。既存の調査項目の中の範囲に入っているかどうかというのは、議会の判断が必要になってくると思うのです。各常任委員会の調査項目については、毎議会で確認していますので、そのことを抜きにして、いきなり調査項目以外の部分の政策提案を常任委員会がするということにはなりませんので、議会運営委員会を通して一度調査項目の中に入るのか、入らないのかというところをあらかじめ確認する作業は必要になってくると思うのです。例えば総務文教常任委員会であれば、教育にかかわることに入るのか、もしかしたら産業に関することだから総務文教常任委員会だけにとどまらないという問題も出てくるので、政策提案する前段作業については、必要になってくるのではないかと思っています。

副委員長

今の柴田委員の話を含めて、この部分というのは、やはり継続的に論議していく調査事項と思っていますので、その話はこの程度でとどめていただいて、継続審査でじっくり論議させていただく部分の一つと思っております。

菊井事務局長

定例会の一番最後に閉会中継続調査が出てくるのですけれども、当然閉会中いろいろなことが考えられるので、一応、総務文教常任委員会であればそこが所管することを全部網羅しているという考えに立っています。ですから、問題は、この案件は総務文教常任委員会か経済建設常任委員会かという話はあるかもしれませんけれども、基本的に各常任委員会が所管するものについては何でも継続調査できる形で提案しております。

委 員 長

ほかに意見等ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告のとおり確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

分科会の報告はこの程度とし、次の分科会の中でさらに深めていただきたいと思います。

2. その他

委 員 長

2、その他について、まず1点目ですが、新年度予算に議会費として概算要求をしていく中身として、新年度の本委員会視察については、道内日帰りということで、予算要求はしないということで確認していいかということと、もう一点、今後議会報告会や移動常任委員会、また意見交換会、さまざまな試行が新年度予想されるということで、その場合の会場費等について一定の金額を見込

- 菊井事務局長 む必要があるのではないかということについて、事務局から説明します。
- 視察の旅費につきましては、道内で日帰りするということで、特にこのための予算措置はしないということと、もう一つは、議会報告会もしくは移動常任委員会を1回か2回するという前提に立てば、当然会場費が出てまいります。その分について予算要求するのかということになるのですけれども、その前提として、やるかやらないかわからないけれども、予算要求するということにはならないので、議会側としてもやる方向で、各常任委員会1回ずつの3回分を予算措置するということで話を持っていく、やる方向でいいのか確認していただければと思います。
- 委員長 説明のとおり、予算協議においてやるかやらないかということが、またその必要性について非常に大事になるということですので、きょうの報告の中でも、例えば第1分科会のほうで試行的にやってみること、またその上で議会基本条例の必要性について検討していくということで、試行は必ずやるということが特別委員会が議会基本条例を検討していく上で必須と考えますが、そのように確認してよろしいですか。
- 柴田 そこは、やはり正副委員長に一任すべきと思っています。
- それと、日帰り視察と言いましたが、同程度の自治体ということになると、必ずしも日帰りで可能なのか。同程度ではなくて、別に大きさ関係なく近場で済ますということだったらしいのですけれども、例えば同程度といつたら稚内市ですとか、網走市、登別市とか、必ずしも日帰り視察が可能なのか。その辺も含めて正副委員長にご一任したいと思います。
- 菊井事務局長 日帰りと言ったのは、そういう意味ではなくて、第1分科会、第2分科会とも新年度に向けて視察をするのかという話が出たときに、両分科会でも日帰りの道内視察ぐらいということで確認していると思っています。それで、柴田委員が言ったとおり1泊ということであれば予算要求しますと。ただ、両分科会でも1泊までも必要ではないという話だったので、日帰り視察については新年度の既存予算で対応しますという意味です。
- 柴田 必ずしも視察していい結果が生まれるわけではないと思いますし、正副委員長のほうでどのような必要性を感じるのかというところになると思いますので、お任せします。
- 委員長 今の議論の中で明らかになったのは、分科会を開いた時期からわずか2週間ぐらいしかたっていないのですが、その間にも認識が変わるので。私も、札幌市議会や道議会とか、いわゆる委員会主義の本場と言われるところに行って、本場も見る必要があると思ったり、柴田委員のように同等の市の視察、そういったことで必要性についても認識が前進しているということで、今正副委員長に一任していただけるということですが、そのように確認してよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 ほかに委員から何かございますか。
- (なしの声あり)
- 委員長 事務局から何かございますか。
- (なしの声あり)
- ### 3. 次回委員会の日程について
- 委員長 それでは、3、次回委員会について、第1回定例会前の2月下旬を想定して日程を組みたいと思いますが、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で、第3回議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉会 11：38